

町税がコンビニ & スマホ決済で納付できるようになります

4月1日以降に発行される納付書から、以下の町税・料金が、従来の金融機関に加え、コンビニエンスストア（コンビニ）やスマートフォン決済（スマホ決済）で納付できるようになります。

- ・固定資産税
- ・利用者負担額（保育料）
- ・軽自動車税（種別割）
- ・後期高齢者医療保険料
- ・町県民税（普通徴収）
- ・上下水道料金
- ・国民健康保険税
- ・下水道受益者負担金

コンビニ納付

休日や夜間も全国のコンビニで納めることができます。手数料は不要。バーコードが印字されている納付書で、種類、期別、納期限を確認して現金で納付してください。納付手続き完了後、領収印が押された領収証書とレシートは5年間大切に保管してください。

【取り扱いコンビニ】

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ など



スマホ決済

スマホ決済アプリから、納付書に印字された「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで、自宅などからいつでも納付できます。アプリを開いてバーコードを読み取り、決済します。詳しくは利用するアプリの公式ウェブサイトをご覧ください。

【利用可能アプリ】

PayPay、LINEPay、支払秘書、PayB



△ ご注意 △

- ・次の納付書は取り扱いできません。コンビニ取扱期限が過ぎた納付書、バーコードが印字されていない納付書、バーコード部分が汚れたり破れたりしている納付書、金額を訂正した納付書、納付書1枚の金額が30万円（スマホ決済は5万円）を超えている納付書
- ・納付手続き完了後、納付を取り消すことはできません。
- ・スマホ決済による納付は、領収証が発行できません。
- ・広川町役場での納税証明書の発行には、納付から1～2週間程度かかる場合があります。納付後すぐに納税証明書などが必要な場合は、スマホ決済以外で納付してください。
- ・スマホ決済ですでに納付した町税・料金を、誤って金融機関やコンビニなどで納付しないようご注意ください。

税額・税率は町ホームページをご覧ください。

納期限までの納付にご協力を

納期限（10ページ参照）までに納付しないと、督促状が發送され、督促手数料や延滞金が発生します。督促状發送後10日以内に納付がない場合は、債権（給与・預貯金など）や財産（不動産・電化製品など）の差し押さえが行われます。

納期限が守られると、これらの滞納処分にかかる経費が不要となり、貴重な税収をみなさんのより良い暮らしのために活用できます。納期限までの納付にご協力ください。病気や失業、災害などで税金を納めることが難しい場合は、早めにご相談ください。



くらしに役立つ情報をお届けします！

4月1日
本格運用開始

d ボタン 広報誌

リモコンの「d ボタン」を押すだけで、広川町が発信する情報を確認できるサービス「d ボタン広報誌」の本格運用が、4月1日から始まります。町政情報やイベント情報、災害情報、生活に役立つ情報などを、いち早く皆さんへお届けする予定です。

広川町ではこれまで、本紙「広報ひろかわ」やホームページ、SNS などを通じて情報を発信してきましたが、「パソコンやスマートフォンを利用しない人へどのように情報を届けるか」が課題となっていました。この「d ボタン広報誌」は九州朝日放送（KBC）

のデータ放送を利用しているため、テレビをもっている家庭であれば、簡単なリモコン操作だけで情報を入手できます。

広川町が発信する情報は、購入時に設定された住所（郵便番号）へ配信されるため、テレビの設定は必要ありません。

d ボタン広報誌を見るには

チャンネルを KBC (1ch) にあわせる



リモコンの d ボタンを押す

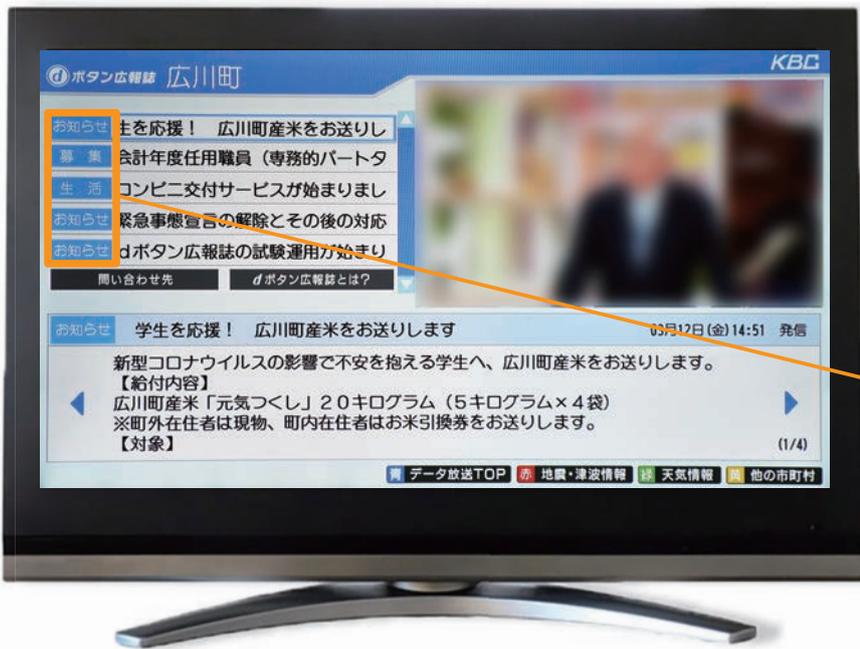


d ボタン広報誌を選び「決定」ボタンを押す



見たい記事が表示される

矢印ボタン（↑・↓）で見たい記事を選ぶ



9 種類のカテゴリで、町が発信する情報が掲載されます。

- ・緊急
- ・生活
- ・イベント
- ・注意
- ・医療
- ・募集
- ・防災
- ・教育
- ・お知らせ

※広川町へ転入した人は「住所・所在地」を広川町に設定してください。

お問い合わせ先 ▶ 協働推進課まちづくり係 ☎ 0943-32-1196